

(19) ソ連政府の対日覚書（抄）

〔 1960年1月27日 〕
日米安保条約締結に際し

ソ連邦は、極東における平和機構を阻害し、ソ日関係の発展にとって支障となる新しい軍事条約が、日本によって締結せられるような措置を黙過することはもちろんできない。この条約が事実上日本の独立を失わせ、日本の降伏の結果日本に駐屯している外国軍隊が日本領土に駐屯を続けることに関連して、齒舞及び色丹諸島を日本に引き渡すというソ連政府の約束の実現を不可能とする新しい事態が作り出されている。

平和条約調印後、日本に対し右諸島を引き渡すことを承諾したのは、ソ連政府が日本の希望に応じ、ソ日交渉当時日本政府によって表明せられた日本国の国民的利益と、平和愛好の意図を考慮したがためである。しかしソ連政府は日本政府によって調印せられた新条約が、ソ連邦と中華人民共和国に向けられたものであることを考慮し、これらの諸島を日本に引き渡すことによって、外国軍隊によって使用せられる領土が拡大せられるがごときことを促進することはできない。よってソ連政府は、日本領土から全外国軍隊の撤退及びソ日間平和条約の調印を条件としてのみ、齒舞及び色丹が1956年10月19日付ソ日共同宣言によって規定されたとおり、日本に引き渡されるだろうということを声明することを必要と考える。